

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 7 月 19 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1800020号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第1800010号

第1 結論

昭和48年*月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年*月から昭和50年3月まで

私が厚生年金保険の資格を喪失した昭和54年に、義姉がA市B区役所へ行き、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を前後の期間と一緒にまとめて納付してくれたにもかかわらず、国の記録によると、請求期間は、国民年金の未加入期間となっており、国民年金保険料も未納となっている。

年金手帳の記載を確認したところ、請求期間は、当初、国民年金の加入期間となっていたにもかかわらず、未加入期間に訂正されており、この訂正是間違いであると考えられるので、請求期間を国民年金の納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が所持する年金手帳について、請求期間は、当初、国民年金の加入期間となっていたにもかかわらず、未加入期間に訂正されていると述べているところ、i) C大学の回答によると、請求者は、請求期間当時、D大学（現在は、C大学）経済学科に在学していたことが確認できることから、請求期間は、国民年金への加入は任意であり、任意加入の場合には、加入を申し出た日に被保険者資格を取得することとされているため、国民年金への加入手続を行った昭和54年の時点において、請求期間に遡って被保険者資格を取得することは制度上できず、当該期間は任意加入対象期間の未加入期間であること、ii) 年金手帳の訂正後の記録は、請求者の国民年金被保険者台帳の記録及びオンライン記録とも一致していることから、訂正された記録に不適切なところはみられない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料の納付を行ってもらったとする昭和54年当時においては、当該期間の保険料は時効により納付できないため、当該期間の保険料を納付するには、当時、実施期間中であった第3回特例納付制度により納付するほかないものの、第3回特例納付制度は、強制加入の被保険者又は被保険者であった者であって、昭和53年3月以前の

被保険者期間のうち、保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間を有する者が、特例的に当該期間について納付することができることとされた制度であるところ、前述のとおり、請求期間は、国民年金の任意加入対象期間の未加入期間であることから、第3回特例納付制度を利用して当該期間の保険料を納付することはできない。

さらに、特例納付が行われた場合には、国民年金被保険者台帳にその納付内容を記載することとされているところ、請求者の国民年金被保険者台帳には、国民年金保険料が納付済みとなっている、昭和48年*月から同年*月までの期間及び昭和50年4月については、第3回特例納付制度により国民年金保険料が納付されたことを示す「附4条」のゴム印が確認できるが、請求期間については、当該表示は確認できない。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付を行ってくれたとする義姉から証言を得ることができないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である上、請求者が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800022 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1800009 号

第1 結論

昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 9 月まで

私は、昭和 60 年 12 月に A 社を退職した後、昭和 61 年 1 月頃、B 市 C 行政センターにおいて国民年金の加入手続を行い、その後、送られてきた納付書により、請求期間の国民年金保険料を銀行か郵便局で納付した。

なお、請求期間の途中で、D 社に勤務したが、同社は入社時には厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、昭和 61 年 10 月 1 日に適用事業所になるまでは、国民年金保険料を引き続き納付していた。

請求期間が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 60 年 12 月に A 社を退職後、昭和 61 年 1 月頃、B 市 C 行政センターにおいて国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を銀行か郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、平成 2 年 4 月ないし同年 7 月頃と推認され、請求者の主張する手続時期と一致しない。

また、請求者から提出された年金手帳によると、請求者は、B 市において平成 2 年 3 月 1 日に国民年金被保険者となった旨が記載されており、当該日付はオンライン記録とも一致している上、昭和 60 年 12 月に A 社を退職した後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った形跡がないことから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、当該期間に係る納付書は発行されず、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の

国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、昭和 51 年 3 月以降、同一市に住民登録されていた請求者に対して別番号が払い出されるとは考え難い上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800013 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1800018 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正並びに請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるることはできない。

請求期間③、④及び⑤について、請求者のD社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和 45 年 1 月 1 日から昭和 59 年 9 月 1 日まで
② 昭和 61 年 2 月 1 日から昭和 63 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 9 月 1 日から平成 2 年 12 月 1 日まで
④ 平成 3 年 4 月 1 日から平成 5 年 7 月 1 日まで
⑤ 平成 8 年 1 月 1 日から平成 23 年 8 月 1 日まで

請求期間①について、私は、昭和 45 年 1 月に親子会社の関係にあったA社及びB社に取締役営業部長として入社し、昭和 48 年 4 月から常務取締役、昭和 55 年 10 月から専務取締役として、当該 2 社から、それぞれ同額の報酬の支払を受けていたが、i) 請求期間①における標準報酬月額は、A社から支払を受けた報酬分のみの記録であり、B社から支払を受けた報酬分が加算されていない上、当該期間のうち、昭和 57 年 11 月から昭和 59 年 8 月までにおいて、A社における標準報酬月額は 26 万円になっているが、私は両社から、それぞれ 50 万円の報酬の支払を受けていたので、実際の標準報酬月額よりも低額となっている、ii) また、その主張が認められない場合、請求期間①について、私のB社に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

請求期間②について、私のC社における厚生年金保険の標準報酬月額は 20 万円となっているが、私の同社における報酬月額は 47 万円である。

請求期間③から⑤までについて、私のD社における厚生年金保険の標準報酬月額（9 万 8,000 円）は、実際の報酬月額に比べて低額となっている。

調査の上、私の請求期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正するか、それが認められない場合、当該期間について、私のB社に係る厚生年金保険の被保険者記録を追加するとともに、請求期間②から⑤までの厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正し、それぞれ年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、i) A社及びB社からそれぞれ同額の報酬の支払を受けていたが、当該期間における標準報酬月額はA社から支払を受けた報酬分のみであり、B社から支払を受けた報酬分が合算されていない、ii) その主張が認められない場合、自身のB社に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしいと主張している。

(1) 上記i) の主張について、A社は、請求期間①当時の資料を保管していないため、請求者の請求内容どおりの報酬に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除したか否かは、不明と回答している上、当該期間当時のA社及びB社の元代表取締役であった請求者の父及び経理担当者であったとする請求者の叔父は既に亡くなっているため、請求者の報酬の支払等について確認することができない。

また、請求者は、父、叔父及び兄は、自身と同様にA社及びB社の両社から報酬の支払を受けていたと思う旨陳述しているところ、両社の元取締役であったとする者は、当時の代表取締役社長（請求者の父）は、他社より優遇した給与を支払っていたため、両社の役員であっても、片方の会社からの給与支払でよいというのが基本方針であり、自身も両社からの給与支払はなかった旨回答している。

さらに、オンライン記録により、請求期間①当時にA社又はB社において被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したが、請求者の報酬の支払等について具体的な回答を得ることができなかつた上、請求者から社会保険業務の関係者として名前が挙がった税理士法人E会計事務所は、請求者の報酬の支払に関する資料を保管していないと回答している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求者の標準報酬月額が遡及して減額訂正されたような形跡は確認できない上、請求期間①のうち、昭和48年4月1日から同年11月1日までの期間及び昭和52年12月1日から昭和57年11月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は当時の上限額（最高等級）が記録されていることが確認できる。

また、A社が加入しているF健康保険組合の回答により、請求期間①のうち、昭和49年10月から昭和59年8月までの期間について、当該期間の標準報酬月額は、請求者の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

(2) 上記ii) の主張について、オンライン記録により、請求期間①当時にB社に係る被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したところ、請求者は同社に在籍していた旨の回答を得たものの、請求者の同社に係る具体的な在籍期間の回答は得られなかつた上、G法務局は、保存期間（20年）を経過した閉鎖登記用紙は廃棄していると回答していることから、請求者のB社における取締役の就任期間を確認することができない。

また、B社は、請求期間①当時の資料を保管していないため、請求者の勤務実態及び給与

からの厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

さらに、上記のとおり、請求者は、父、叔父及び兄は、自身と同様にA社及びB社の両社から報酬の支払を受けていたと思う旨陳述しているところ、当該両社の元取締役であったとする者は、自身は、両社からの給与支払はなかった旨回答している上、オンライン記録によると、請求者の父、叔父及び兄は、両社のいずれか一方の会社のみで厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、B社が加入しているF健康保険組合は、請求者の同社に係る加入履歴はないと回答している上、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間①において、請求者の氏名を確認することができず、健康保険証の整理番号に欠番もない。

(3) このほか、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①について、請求者がA社において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び請求者がB社において、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、C社における厚生年金保険の標準報酬月額は20万円となっているが、同社における報酬月額は47万円であったと主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間②においてC社の代表取締役であることが確認できる上、オンライン記録においても、請求者は、同社の事業主であることが確認できるところ、請求者は、賃金台帳等の資料を保管しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、請求者は、C社における社会保険業務の当時の担当者は既に亡くなつたと陳述している上、オンライン記録において、同社に係る被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したが、請求者の報酬の支払等について具体的な回答を得ることはできなかつた。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者の同社に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されたような形跡は確認できない。

このほか、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書において、特例対象者（請求者）が、請求対象事業所の事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されていると

ころ、請求者は、C社の社会保険業務に関与していないと陳述しているが、商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間②当時、同社の代表取締役であったことが確認でき、オンライン記録においても、請求者は、同社の事業主であったことが確認できることから、同社に係る保険料の納付義務を履行する職責があったと認められ、当該保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態になかったとは考え難い。

したがって、仮に、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたとしても、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間②について、同法に基づく記録訂正の対象とはできない。

3 請求期間③から⑤までについて、請求者は、D社における厚生年金保険の標準報酬月額（9万8,000円）は、実際の報酬月額に比べて低額で記録されていると主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、請求者は、D社の代表取締役であることが確認できる上、オンライン記録においても、請求者は、同社の事業主であることが確認できるところ、請求者は、請求期間③から⑤までに係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、オンライン記録により、D社に係る被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したが、請求者の報酬の支払等について具体的な回答を得ることができなかった上、請求者は、同社における社会保険業務の担当者は既に亡くなったと陳述し、当該担当者の後任者であったとする請求者の妻は病気療養中であるため、聴取することができないことから、請求期間③から⑤までの期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、請求期間⑤について、i) 日本年金機構から提出された請求者のD社に係る平成19年から平成23年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（写）によると、各年の算定基礎月（4月～6月）の報酬月額はいずれも5万円と記載されており、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、ii) 日本年金機構から提出された請求者の平成14年分から平成20年分までの給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿（写）に記載されている社会保険料等の控除額は、内訳が不明であるため、厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間③から⑤までに係る給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③から⑤までについて、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。

なお、厚生年金特例法第1条第1項ただし書において、前述のとおり規定されているところ、請求者は、D社の社会保険業務に関与していないと陳述しているが、請求期間③から⑤までにおいて、商業登記簿謄本によると、請求者は、同社の代表取締役であることが確認でき、オン

ライン記録においても、請求者は、同社の事業主であることが確認できることから、同社に係る保険料の納付義務を履行する職責があったと認められ、当該保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態になかったとは考え難い。

したがって、仮に、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められたとしても、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間③から⑤までについて、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。